

議案第19号

所沢市議会の議員及び所沢市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例制定について

所沢市議会の議員及び所沢市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和8年 2月18日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。

所沢市議会の議員及び所沢市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等
の公営に関する条例の一部を改正する条例

所沢市議会の議員及び所沢市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公
営に関する条例（平成6年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第9条及び第10条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第13条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の所沢市議会の議員及び所沢市長の選挙における選挙
運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後
その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までに
その期日を告示された選挙については、なお従前の例による。